**インフレスライド条項に基づく契約変更について**

日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となった場合は、愛知中部水道企業団工事請負契約約款第26条第６項に基づき、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができます。

留意点

　１　契約変更の手続きを希望する場合には、様式１－１により請求してください。

　２　請求時には、単価の変動及び上昇額が分かる資料を添付してください。

　３　請求を受けてから７日以内に変更金額の協議開始日を通知します。

　４　変更金額の算出にあたっては、愛知中部水道企業団工事請負契約約款に基づく契約を

　　対象とします。

　提出書類

　・愛知中部水道企業団工事請負契約約款第26条第６項に基づく請負代金額の変更に

　　ついて（様式１－１）

　・概算スライド額調書

　・残工事量内訳書

　・単価の変動及び上昇額が分かる資料（メーカー、商社からの見積書等）

　**※ 上記４点が揃っていないと受理できません。**